



毎年4月・5月・6月は「狂犬病予防注射月間」です。飼い犬への年1回の狂犬病予防注射は、法律により飼い主に義務付けられています。飼い主の皆さんは、予防注射を下記の日程で行われる会場か、6月末日までに動物病院で受けさせてください。高齢や病氣中の飼い犬については、動物病院に相談してください。

期日	時間	会場
4月9日(日)	9:00~11:00	牧之原区民センター
	13:00~14:30	トーク地頭方
4月10日(月)	9:00~11:00	勝間田会館
	13:00~14:30	坂部区民センター
4月13日(木)	9:00~12:00	榛原庁舎北側駐車場
4月14日(金)	9:00~12:00	相良庁舎史料館前駐車場

**持ち物**

- ① 予防注射の案内はがき
- ② 愛犬手帳
- ③ 料金3,400円(注射料2,850円+注射済票交付手数料550円)おつりのないようお願いします。

**動物**

「注射」は大切な決まりごと  
**忘れないで！狂犬病予防注射**

問い合わせ 環境課 遠藤 ☎(53) 2609

**募集**

市制施行10周年記念「市の魅力発信と郷土愛を高める」  
**原付(こ)当地ナンバーのデザインを募集します**

問い合わせ 税務課 榎葉 ☎(23) 0035

市では、平成27年10月11日に市制施行10周年を迎えることを記念して、市の魅力である特産品や観光のPRと、市民が地域に愛着を持てるような、「原付(こ)当地ナンバー」のデザインを募集します。

▼応募資格  
 どなたでも応募できます。

▼応募期間  
 3月16日(日)~5月8日(金)

▼応募規定  
 ① デザインは、市の魅力をPRし、市をイメージできるようなデザインとしてください。  
 ② デザインは、自作の未発表作品で、他者の著作権を侵害しないものに限りません。

▼応募方法  
 ① 指定の応募用紙により、応募してください。手書き、パソコンで作成のどちらでも構いません。応募用紙は、ホームページからダウンロードできます。また、市役所(税務課・相良窓口課)、さざんか、い〜らにて配付しています。

**デザインの規格**

大きさ	縦100mm×横200mm この枠内に収まれば形状変更も可能ですが、安全性を確保してください。
文字	上部に漢字で「牧之原市」、下部に、アルファベット1文字と数字4桁が、濃紺色で入ります。
色	下地の色は、50cc以下が白色、90cc以下が薄黄色、125cc以下が薄桃色となります。(デザインは白色の下地で作成)
その他	自賠責保険のシールの貼り付けスペース(縦35mm・横35mm)と、ビス留め用穴(2カ所)を確保してください。

▼規格  
 デザインは、左表の基準にあつたものとします。

▼選考方法・賞金  
 ① 選考委員会で最優秀賞1点採用作品、優秀賞3点を決定し、ホームページなどで発表します。採用作品の発表は、6月頃を予定しています。  
 ② 最優秀賞受賞者には、賞金5万円、優秀賞受賞者には賞金1万円を進呈します。高校生以下が入賞した場合は、賞金相当額の図書カードを差し上げます。

▼その他  
 ① 採用作品について、デザインの電子データの提供をお願いする場合があります。  
 ② 採用作品はナンバープレートとして使用するにあたり、若干の変更や修正を加えさせていただきます。場合があります。  
 ③ 応募作品は、返却しません。  
 ④ 応募作品に関する著作権その他一切の権利は市に帰属します。  
 ⑤ 応募にかかる費用は、応募者が負担してください。

▼応募先  
 〒421-0495 静岡県牧之原市静波447番地1「牧之原市役所榛原庁舎3階 税務



- 市名・ナンバー5文字・ビス留め2カ所と自賠責シールの位置をあけてください。
- 形状を変更することも可能です。
- 下地の色が50%程度見えるようにしてください。

課資産税係 軽自動車税担当  
 メール(zeimugi ty.makinohara.shizuoka.jp)  
 ホームページ(<http://www.city.makinohara.shizuoka.jp/>)  
 ▼交付開始日  
 平成27年10月1日(日)

**組織**

第2次総合計画の着実な実行を目指す  
**平成27年度市役所組織・機構について**

問い合わせ 総務課 下村 ☎(23) 0050

第2次総合計画や新たな制度改正などに着実に対応していくため、4月1日から、市役所の執行体制を一部見直します。

**第2次総合計画や市の重点施策を推進する体制づくり**

- ・地域創生課地域創生係の新設
- ・専門職員の配置  
 防災や協働まちづくり、高台開発など総合計画や市の重点施策などを着実に実施するために必要部署に専門職員を配置します。

【政策協働部】	
[旧]	[新]
地域政策課	地域創生課(名称変更)
地域政策係	地域政策係
	地域創生係(新設)

**制度改正などに伴う新たな取り組みへの体制づくり**

- ・高齢者福祉課医療介護総合推進係の新設

【健康福祉部】	
[旧]	[新]
高齢者福祉課	高齢者福祉課
長寿支援係	長寿支援係
介護支援係	介護支援係
	医療介護総合推進係(新設)

**事業に合わせた名称変更**

- ・都市計画課の公園係が公園緑化係に変更

【建設部】	
[旧]	[新]
都市計画課	都市計画課
都市建築係	都市建築係
公園係	公園緑化係(名称変更)

**所管事務の見直し**

①環境緑化、花づくりに関すること。	[旧] 環境課 ⇒ [新] 都市計画課
②さがら子生れ温泉に関すること。	[旧] 健康推進課 ⇒ [新] 商工観光課
③シーサイドプール地頭方に関すること。	[旧] 商工観光課 ⇒ [新] 健康推進課
④ふるさと納税に関すること。	[旧] 財政課 ⇒ [新] 商工観光課